

# 「不正競争防止法の一部を改正する法律案」の概要

平成13年3月  
経済産業省

## 1. 趣旨

- (1) ドメイン名と商標等を巡る紛争の増大に対応するため、国際的なルールを踏まえたルール（裁判規範）を整備する。
- (2) 「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を実施するための現行規定につき、各国の条約実施法の制定が進んだことを踏まえ、条約の一層効果的な実施を図る観点から、所要の見直しを行う。

## 2. 法律案の概要

### 1. ドメイン名関連（現行法第2条）

- (1) 第2条第1項の「不正競争」の類型に、以下の行為を追加し、差止請求、損害賠償請求等の対象とする。

「不正の目的<sup>(1)</sup>で、他人の商品等表示と同一又は類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為」
- (2) 第2条に、「ドメイン名」の定義<sup>(2)</sup>を置く。
- (3) 第2条第1項第1号の「商品等表示」に該当し得るものの例示に、ドメイン名を追加する。

1 不正の目的とは、「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。」（現行第11条第1項第2号）をいう。

2 「この法律において「ドメイン名」とは、インターネット（電気通信の伝送路を自動的に選択する機能を有する設備を用いて多数の電子計算機を電気通信回線で相互に接続した世界的規模の情報通信網をいう。以下同じ。）において、人又は商品若しくは営業を識別するために用いられる文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であって、インターネットに接続した個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応するものをいう。」

## ．外国公務員贈賄防止関連（現行法第10条の2）

### (1) 適用除外規定の見直し（現行法第10条の2第3項等）

現行法は、贈賄側と収賄側公務員の属する国が同一である場合には、条約の対象となる「国際商取引」に関する行為に当たらないと解されることから、犯罪不成立とする旨の適用除外規定を設けている（現行法第10条の2第3項）。

我が国の実施法制定後、各国実施法の制定が進んだことを踏まえ、条約のより効果的な実施の観点から、犯罪構成要件を国際的に一層整合的なものとするため、この適用除外規定を削除するとともに、構成要件（同条第1項）に「国際的な商取引に関して（営業上の不正の利益を得るために）」という要件を加える。

### (2) 外国公務員（「公的な企業」に従事する者）の定義の見直し（現行法第10条の2第2項第3号）

条約上、「外国公務員」には「公的な企業」（政府が支配的な影響力を及ぼすことが出来る企業）の事務に従事する者（以下「公的企業従事者」という。）も含むとされているところ、現行法の公的企業従事者の定義（第10条の2第2項第3号）について、諸外国の様々な会社制度の実態及びその変化に対応できるよう、現行法に規定された者に準ずる者を追加できるよう措置する（「準ずる者」の内容は政令で規定することとする。）。

## ．その他（附則）

### (1) 弁理士法の一部改正

弁理士法（平成12年法律第49号）第2条第4項の「特定不正競争」に、上記 ．(1)に掲げる行為を追加する（改正法案の附則で手当）。

### (2) 施行期日等

その他、施行期日（公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行）など所要の規定を置く。